

広告書

京都府産業廃棄物処理施設設置等の手続きに関する条例（平成 26 年京都府条例第 15 号。以下「条例」という。）第 2 条 3 号に規定する産業廃棄物処理施設設置等を行うため、条例第 5 条第 1 項に規定する事業計画書（以下「事業計画書」という。）を作成したので、次のとおり広告します。

なお、条例第 2 条第 5 号に規定する関係住民等（以下「関係住民等」という。）は、京都府中丹東保健所を経由して、事業計画書について生活環境の保全上の見地からの意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を弊社に提出することができます。

令和 7 年 7 月 1 日

井木商事株式会社

1 弊社の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び連絡先

名称及び代表者氏名	井木商事株式会社 代表取締役 井木宏治
所在地	京都府舞鶴市大字小倉小字タコ田 190 番地
連絡先	TEL：0773-62-1259（担当者：富樫孝公）

2 産業廃棄物処理施設設置等の目的、計画地及び処理方式並びに処理する産業廃棄物の種類

目的	現在、舞鶴市内には産業廃棄物を埋立処分できる施設がなく、近隣の処分場まで往復3～5時間を要します。そのため、排出事業者は少量の廃棄物でも長距離運搬しなければならない、運搬コストの増加やCO₂排出、交通事故、飛散・流出のリスクが発生しています。 積替え保管の許可を取得することにより、廃棄物を舞鶴市内で適正に管理・保管し、効率的かつ安全に処分場へ運搬をすることができます。さらに、積替え時に有価物の選別を行い、資源の有効活用を推進することで、埋立処分量の削減と環境負荷の軽減が期待できます。 この取り組みにより、排出事業者の負担を軽減するとともに、地域の産業廃棄物処理の効率化と環境保全に貢献できると考えています。
計画地	舞鶴市大字小倉小字タコ田 182 番地 1
処理方法	収集運搬（積替え・保管を含む）
処理する産業廃棄物の種類	燃え殻・汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず・鋳さい・がれき類・ばいじん （これらのうち、特別管理産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除き、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。）

3 周辺地域に該当する地域

周辺地域に該当する地域	田中東、小倉、小倉西、小倉新町 (計画地の敷地境界から 100 メートル以内の地域及び当該地域を含む地域団体の区域)
-------------	---

4 事業計画の周知

縦覧の場所、期間及び時間	縦覧の場所 井木商事(株) 小倉リサイクル工場 縦覧の期間 令和 7 年 7 月 15 日 (火曜日) から 令和 7 年 8 月 13 日 (水曜日) まで (土曜日、日曜日、祝日を除く。) 縦覧の時間 午前 8 時から午後 5 時まで (正午から午後 1 時までを除く。)
説明会の開催を予定する日時及び場所並びにその場所ごとの収容人員	説明会の開催予定日時 令和 7 年 8 月 1 日 (金曜日) 午後 3 時 00 分～午後 5 時 00 分まで 説明会の開催予定場所及びその収容人員 井木商事(株) 小倉リサイクル工場 20 人ほど収容可能
事業計画の周知の方法	令和 7 年 7 月 15 日 (火曜日) から 令和 7 年 8 月 13 日 (水曜日) までにかけて 回覧により井木商事小倉リサイクル工場に事業計画書を縦覧する旨を掲載 井木商事(株)の HP (https://www.iki-syoji.jp/) に広告書を掲載

5 意見書の提出期限、提出先等

提出期限	令和 7 年 8 月 27 日 (水曜日)
提出先	〒624-0906 京都府舞鶴市倉谷1350-23 京都府中丹東保健所 環境衛生課 T E L : 0773-75-1156
提出方法	持参又は郵送 (必着) による
様式の入手方法	・ 事業計画書の縦覧の場所及び説明会の実施場所に備え付けます。 ・ 京都府のウェブページ (http://www.pref.kyoto.jp/sanpai/tetsuzuki/index.html) からダウンロードできます。

6 その他手続等

見解書の縦覧	意見書の提出があったときは、意見書に対する弊社の見解を記載した書面（以下「見解書」という。）を作成し、縦覧に供します。
再意見書の提出	見解書を縦覧した場合、関係住民等は、京都府中丹東保健所を経由して、見解書について生活環境の保全上の見地からの意見を記載した書面（以下「再意見書」という。）を弊社に提出することができます。
修正見解書の縦覧	再意見書の提出があったときは、再意見書に対する弊社の見解を記載した書面（以下「修正見解書」という。）を作成し、縦覧に供します。
備考	見解書及び修正見解書の縦覧の場所、期間及び時間並びに再意見書の提出期限及び提出先等については、この印刷物の回覧（配布）方法と同じ方法で回覧（配布）する（この掲示板に掲載する）ほか、弊社のウェブページ（ https://www.iki-syoji.jp/ ）に掲載します。